

第7章 作業管理

1 立入禁止措置

安衛法では、事業者に対し、車両系建設機械の稼働場所や、有害物質が存在し健康障害発生のおそれのある場所など危険性または有害性の高い特定の箇所、区域等について、「立入禁止」の措置を義務付けています。

通常の作業における立入禁止の措置の基本は、「人」と「物」との接触によるリスクを最小限にすることを目的としており、

- ① 労働者の立入禁止
- ② 関係労働者以外の労働者の立入禁止

に大別されます。

「労働者の立入禁止」は、車両系建設機械の作業箇所や移動式クレーンによりつり上げられた荷の下など、労働者がその場所に立ち入った場合に、建設機械やクレーンなどとの接触やつり荷の落下などにより「労働者に危険が生ずるおそれのある」箇所等への労働者の立入りを禁止する措置で、その「危険が生ずるおそれ」を排除するためのものです。

一方、「関係労働者以外の労働者の立入禁止」は、例えば、危険性は高いが、足場の組立て等の作業のように組み立てる「人」の介在が必要なものに対する措置で、作業に直接関与しない者に対する「危険が生ずるおそれ」を排除するためのものです。

立入禁止の措置に係る作業の多くには、その前段として「作業計画」を定めることが規定されています。作業計画の策定に当たっては、「立入禁止」の箇所等を的確に設定し、またその旨の表示等の措置を講じ、労働者に周知する必要があります。

外国人労働者の労働災害を型別で見た場合、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、全体の4分の1近くを占めている（48頁のグラフ13参照）ことから、立入禁止措置の徹底が非常に重要です。

表 44 主な立入禁止措置等の一覧

対 象	措置を必要とする箇所	必要な措置	根拠条文
車両系荷役運搬機械等 (要作業計画)	運転中の荷役運搬機械等またはその荷に接触するおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則 第151条の7 (第151条の3)
車両系荷役運搬機械等	フォーク、ショベル、アーム等またはこれらにより支持されている荷の下	労働者の立入禁止	安衛則 第151条の9
車両系荷役運搬機械等 ・ 不整地運搬車 ・ 構内運搬車 ・ 貨物自動車	一の荷でその重量が100キログラム以上のものを不整地運搬車・構内運搬車・貨物自動車に積み卸しをする作業箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第151条の48 第151条の62 第151条の70

対 象	措置を必要とする箇所	必要な措置	根拠条文
車両系建設機械 (要作業計画)	運転中の車両系建設機械に接触するおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則 第 158 条 (第 155 条)
車両系建設機械 ・主たる用途以外の使用の制限	つり上げた荷との接触または荷の落下による危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則 第 164 条
車両系建設機械 ・コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹き出しによる危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則 第 171 条の 2
車両系建設機械 ・解体用機械	建築物の解体、鋼製橋梁の解体、コンクリート造の工作物の解体等物体の飛来等による危険のおそれのある箇所	運転者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 171 条の 6
くい打（抜）機またはボーリングマシン	巻上げ用ワイヤーロープの屈曲部の内側	労働者の立入禁止	安衛則 第 187 条
ジャッキ式つり上げ機械 (要作業計画)	建設工事の作業における荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 194 条の 6 (第 194 条の 5)
型枠支保工	型枠支保工の組立てまたは解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 245 条
土止め支保工	切りばり、腹起こしの取付けまたは取り外しの作業を行う箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 372 条
ずい道等建設工事	1 浮石落とし（こそく）が行われている箇所またはその下方で危険のおそれのある箇所 2 ずい道支保工の補強作業、補修作業が行われている箇所、落盤、肌落ちの危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 386 条
はい付け、はいくずしの作業	はいの崩壊、荷の落下による危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 433 条
建築物等の鉄骨の組立て等 (要作業計画)	組立て、解体、変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 517 条の 3 (第 517 条の 2)
コンクリート造の工作物 (要作業計画)	解体、破壊の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 517 条の 15 (第 517 条の 14)
墜落による危険の防止	墜落の危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 530 条
足 場	つり足場、張出し足場または高さ 2 メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 564 条
衛生上有害な作業	暑熱、寒冷な場所、酸欠・硫化水素危険場所、ガス・蒸気または粉じんを発生する有害な場所、有害物を取り扱う場所等	関係者以外の者の立入禁止	安衛則 第 585 条
クレーンのつり荷の下	ハッカーを用いて玉掛けをした荷及びつりクランプ 1 個による玉掛けされた荷がつり上げられているとき、磁力吸着のつり具または玉掛用具を用いて玉掛けした荷等特定のつり上げ方法によりつり上げられている荷の下	労働者の立入禁止	クレーン則 第 29 条

対 象	措置を必要とする箇所	必要な措置	根拠条文
移動式クレーン	上部旋回体と接触の危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	クレーン則 第 74 条
移動式クレーンのつり荷の下 (要作業計画)	ハッカーを用いて玉掛けをした荷及びつりクランプ 1 個による玉掛けされた荷がつり上げられているとき、磁力吸着のつり具または玉掛用具を用いて玉掛けした荷等特定のつり上げ方法によりつり上げられている荷の下	労働者の立入禁止	クレーン則 第 74 条の 2 (第 66 条の 2)
建設用リフト	1 搬器の昇降によって危険のおそれのある箇所 2 巻上げ用ワイヤーロープの内角側でワイヤーロープがはね、シーブ、その取付具の飛来の危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	クレーン則 第 187 条第 1 項 第 1 号 クレーン則 第 187 条第 1 項 第 2 号
ゴンドラ	作業箇所の下方	関係労働者以外の労働者の立入禁止	ゴンドラ則 第 18 条
廃棄物収集等業務	除去土壌または汚染廃棄物の保管場所	関係者以外の者の立入禁止	除染則 第 13 条
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険場所またはこれに隣接する場所	酸欠危険作業従事労働者以外の労働者の立入禁止	酸欠則 第 9 条
酸素欠乏等のおそれが生じたとき	酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間	特に指名した者以外の者の立入禁止	酸欠則 第 14 条
圧気工法に係る措置	酸素欠乏の空気が漏出している箇所	立入禁止	酸欠則 第 24 条
石綿等を取り扱う業務 (要作業計画)	1 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等の囲い込みの作業 2 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込めまたは囲い込みの作業	当該作業従事労働者以外の者の立入禁止	石綿則 第 7 条第 1 項第 1 号 石綿則 第 7 条第 1 項第 2 号 (第 4 条)
石綿等を取り扱う業務	石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため製造する作業場または石綿分析用試料等を製造する作業場	関係者以外の者の立入禁止	石綿則 第 15 条
自動送材車式帯のご盤	送材車と歯との間	労働者の立入禁止	安衛則 第 128 条

指導事例 災害を契機に監督指導を実施し、フォークリフトとの接触防止等について指導

事案の概要

食料品製造業の事業場において、箱詰め作業中の技能実習生がフォークリフトと接触し負傷した労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、フォークリフトについて、接触防止措置が講じられておらず、また、無資格者が運転していた。

指導内容

- ① フォークリフトで作業を行うときは、フォークリフト又はその荷に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないための措置を講じなければならないことを是正勧告した。また、フォークリフト誘導時の合図について、技能実習生にも分かりやすい方法とするよう指導した。

指導事項▶労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第151条の7（接触の防止）違反
フォークリフト誘導時の合図方法

- ② 技能講習を修了していない労働者に、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務を行わせてはならないことについては是正勧告した。

指導事項▶労働安全衛生法第61条第1項（就業制限）、労働安全衛生法施行令第20条第11号違反、労働安全衛生規則第41条

指導結果

- 接触防止のため、フォークリフトの運転時に誘導者が配置された。また、合図について技能実習生にも分かりやすいように笛を鳴らす方法とし、朝礼で周知された。
- 鍵の管理を徹底することで、技能講習を修了している労働者（4名）以外によるフォークリフトの運転を防止することとした。

資料出所：厚生労働省労働基準局監督課 報道発表資料（令和3年8月27日）より

2 安全標識

立入禁止箇所や頭上・足元などへの注意喚起、禁煙場所や休憩場所の案内などについては、行っていない行動、とるべき措置の内容などをイメージしやすいデザインと母国語表記を併せた標識を用いて周知することが、日本語に習熟していない外国人労働者に対して有効であり、多くの事業場で取り入れられています。

また、標識に限らず、これまでに災害が発生した、あるいはヒヤリハット報告のあった場所やどのような事象であったかを場内の平面図に記載した「ハザードマップ」なども、掲示したり、ツールボックスミーティング（TBM）での討議材料にすると、災害防止に有効です。

1 安全標識に関する参考ツール

1 「見える」安全活動コンクールによる事例

厚生労働省が毎年募集する「『見える』安全活動コンクール」でも、平成29年からは「外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための『見える化』」の類型を新たに設け、創意工夫が認められた事例、簡易な取組みであるが効果的であると評価された事例等、優良な事例を選考し、応募作品とともに公表していますが、多言語による「安全標識」が多数を占めています。これらの作品を参考に、自社の外国人労働者の意見を聞きながら効果的な標識を創作するとよいでしょう。

「『見える』安全活動コンクール」の応募作品には、「標識」ばかりではなく、危険予知訓練（KYT）に動画を用いた例など、様々な工夫をした作品が多数あり、多くのヒントを得ることができます。

Key Word 「見える」安全活動コンクール

このコンクールは、安全活動に熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の一環として実施するもので、平成 23 年度より実施しています。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常は視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な取組みをいいます。さらに、自社の安全活動を企業価値（安全ブランド）の向上に結び付け、一層、労働災害防止に向けた機運を高めることも狙いとしています。

▶これまでの応募作品・優良事例：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/sakuall.html>



図 19 優良作品事例（安全標識の統一と外国語表記）[戸田建設株式会社 東京支店]



2 統一安全標識

建災防では、ホームページに「建災防統一安全標識」を公表しています。

このサイトには、建設業以外においても活用できる標識が示されており、標識のデザインに関する考え方や規格など、その運用の手引きも示されていますので、これを参考にするのもよいでしょう。

▶建災防統一安全標識：https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/index.html

2 「標識」の規格

国際標準化機構（ISO）や日本工業規格（JIS）では、危険標識・警告標識・安全標識について規格を定めており、こうした規格に合わせた標識を用いることは、職場を離れた日常生活で目にする標識がこれらの規格に沿って作られていることから、馴染みやすいという利点があります。しかし、国際規格であっても母国で採用されているとは限らず、また国や地域によって色使いも異なりますので、どのような標識が目的とする意味を伝えやすいのか、意見を募って決めることが有効です。

危険標識・警告標識・安全標識の規格及び表示例は、次のとおりです。

表 45 標識の規格と表示例

標識の種類	意味・形状・配色	例
禁止標識	禁止を意味し、円に斜め線が入ります。ピクトグラム（絵文字）と組み合わせ、してはいけない行為を示します。	 火気厳禁
指示標識	指示とは、しなければならない行為を示す標識です。円の内部を青で塗りつぶし、円内には指示事項を白系純色で指示します。	 聴覚保護器具を使用
警告標識	「危険の警告」を意味し、正三角形の形をしており、注意しなければならないことを示す標識です。黄色と黒の組み合わせで視認性が高くなっています。	 つまづき注意
安全標識	応急処置や緊急時の設備や安全施設への誘導、避難場所を示します。四角い緑の背景に、白抜きピクトサインを使用します。	 非常口
火気安全標識	消防設備の場所を示します。緊急標識は火災に限らず、緊急時の危険を回避するための装置・設備の場所や行動を指示します。四角い赤の背景に、白抜きピクトサインを使用します。	 消火器